

改正要綱	現行要綱																		
<p style="text-align: center;"><b>高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金交付要綱</b></p> <p>第1条【省略】</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 県は、水産業・漁村の持つ水産多面的機能の発揮を図ることを目的として国が定める水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱(平成25年5月16日付け25水港第123号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)及び水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱の運用(平成25年5月16日付け25水港第125号水産庁長官通知。以下「要綱運用」という。)に基づき実施する事業に要する経費について、次に掲げる者(以下「交付事業者」という。)に対して、予算の範囲内で交付金を交付する。</p> <p>(1) 高知県環境生態系保全対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)</p> <p>(2) 市町村</p> <p>第3条【省略】</p> <p>(交付金の交付対象経費及び交付率)</p> <p>第4条 交付金の交付対象となる経費及びそれに対する交付率は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="157 1104 1448 1730"> <thead> <tr> <th>交付金事業</th> <th>経費の内容</th> <th>交付率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金事業</td> <td>要綱運用の第5の2に定める対象活動組織が行う水産多面的機能発揮対策事業のうち、要綱運用別表1に定める支援メニュー2 海の安全確保を除く事業に要する経費に対し地域協議会が交付する経費</td> <td>事業に要する経費の15パーセント以内とし、1活動項目あたり30万円を上限とする。ただし、要綱運用別表1に定める支援メニュー1 環境・生態系保全 ⑦海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理については、事業に要する経費の15パーセント以内かつ予算の範囲内において、必要な経費を支給する。</td> </tr> <tr> <td>高知県水産多面的機能発揮対策推進支援交付金事業</td> <td>要綱運用の第6の3に基づき、市町村が行う事業に要する経費</td> <td>定額</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5条～第13条【省略】</p> <p>(交付金の交付の決定の取消し等)</p> <p>第14条 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付事業者に対し、交付金の交付の決定</p>	交付金事業	経費の内容	交付率	高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金事業	要綱運用の第5の2に定める対象活動組織が行う水産多面的機能発揮対策事業のうち、要綱運用別表1に定める支援メニュー2 海の安全確保を除く事業に要する経費に対し地域協議会が交付する経費	事業に要する経費の15パーセント以内とし、1活動項目あたり30万円を上限とする。ただし、要綱運用別表1に定める支援メニュー1 環境・生態系保全 ⑦海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理については、事業に要する経費の15パーセント以内かつ予算の範囲内において、必要な経費を支給する。	高知県水産多面的機能発揮対策推進支援交付金事業	要綱運用の第6の3に基づき、市町村が行う事業に要する経費	定額	<p style="text-align: center;"><b>高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金交付要綱</b></p> <p>第1条【省略】</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 県は、水産業・漁村の持つ水産多面的機能の発揮を図ることを目的として国が定める水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱(平成25年5月16日付け25水港第123号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)、水産多面的機能発揮対策交付金実施要領(平成25年5月16日付け25水港第124号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。)及び水産多面的機能発揮対策交付金実施要領の運用(平成25年5月16日付け25水港第125号水産庁長官通知。以下「要領運用」という。)に基づき実施する事業に要する経費について、次に掲げる者(以下「交付事業者」という。)に対して、予算の範囲内で交付金を交付する。</p> <p>(1) 高知県環境生態系保全対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)</p> <p>(2) 市町村</p> <p>第3条【省略】</p> <p>(交付金の交付対象経費及び交付率)</p> <p>第4条 交付金の交付対象となる経費及びそれに対する交付率は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1104 2798 1730"> <thead> <tr> <th>交付金事業</th> <th>経費の内容</th> <th>交付率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金事業</td> <td>要領運用の第6の2に定める対象活動組織が行う水産多面的機能発揮対策事業のうち、要領運用別表1に定める支援メニュー2 海の安全確保を除く事業に要する経費に対し地域協議会が交付する経費</td> <td>事業に要する経費の15パーセント以内とし、1活動項目あたり30万円を上限とする。ただし、要領運用別表1に定める支援メニュー1 環境・生態系保全 ⑦海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理については、事業に要する経費の15パーセント以内かつ予算の範囲内において、必要な経費を支給する。</td> </tr> <tr> <td>高知県水産多面的機能発揮対策推進支援交付金事業</td> <td>要領運用の第11の3に基づき、市町村が行う事業に要する経費</td> <td>定額</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5条～第13条【省略】</p> <p>(交付金の交付の決定の取消し等)</p> <p>第14条 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付事業者に対し、交付金の交付の決定</p>	交付金事業	経費の内容	交付率	高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金事業	要領運用の第6の2に定める対象活動組織が行う水産多面的機能発揮対策事業のうち、要領運用別表1に定める支援メニュー2 海の安全確保を除く事業に要する経費に対し地域協議会が交付する経費	事業に要する経費の15パーセント以内とし、1活動項目あたり30万円を上限とする。ただし、要領運用別表1に定める支援メニュー1 環境・生態系保全 ⑦海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理については、事業に要する経費の15パーセント以内かつ予算の範囲内において、必要な経費を支給する。	高知県水産多面的機能発揮対策推進支援交付金事業	要領運用の第11の3に基づき、市町村が行う事業に要する経費	定額
交付金事業	経費の内容	交付率																	
高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金事業	要綱運用の第5の2に定める対象活動組織が行う水産多面的機能発揮対策事業のうち、要綱運用別表1に定める支援メニュー2 海の安全確保を除く事業に要する経費に対し地域協議会が交付する経費	事業に要する経費の15パーセント以内とし、1活動項目あたり30万円を上限とする。ただし、要綱運用別表1に定める支援メニュー1 環境・生態系保全 ⑦海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理については、事業に要する経費の15パーセント以内かつ予算の範囲内において、必要な経費を支給する。																	
高知県水産多面的機能発揮対策推進支援交付金事業	要綱運用の第6の3に基づき、市町村が行う事業に要する経費	定額																	
交付金事業	経費の内容	交付率																	
高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金事業	要領運用の第6の2に定める対象活動組織が行う水産多面的機能発揮対策事業のうち、要領運用別表1に定める支援メニュー2 海の安全確保を除く事業に要する経費に対し地域協議会が交付する経費	事業に要する経費の15パーセント以内とし、1活動項目あたり30万円を上限とする。ただし、要領運用別表1に定める支援メニュー1 環境・生態系保全 ⑦海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理については、事業に要する経費の15パーセント以内かつ予算の範囲内において、必要な経費を支給する。																	
高知県水産多面的機能発揮対策推進支援交付金事業	要領運用の第11の3に基づき、市町村が行う事業に要する経費	定額																	

新旧対照表

の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反した場合  
 (2) 交付金の交付に関して付した条件に違反した場合  
 (3) 要綱運用第5の9の(1)に該当する場合  
 (4) 交付事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認められた場合

2 知事は、前項の規定に基づき交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに関する部分に対する交付金が交付されているときは、交付事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第15条～17条 【省略】

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。  
 2 この要綱は、令和8年5月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第6条第1号から第5号まで、第13条第5項、第14条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(略)

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。  
この要綱は、令和4年4月5日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第6条、第8条、第14条関係）  
 1～10 【省略】

第1－1号様式  
 1～2省略

3収支予算（又は実績）  
 (収入の部) 【省略】

(支出の部)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
水産多面的機能発揮対策交付金 <u>交付等要綱の運用第5の10(2)</u> に基づく返還額 { ・国 ・県 ・市町村	円	円	円	円	
合 計					

の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反した場合  
 (2) 交付金の交付に関して付した条件に違反した場合  
 (3) 要領運用第6の11の(1)に該当する場合  
 (4) 交付事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認められた場合

2 知事は、前項の規定に基づき交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに関する部分に対する交付金が交付されているときは、交付事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第15条～17条 【省略】

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。  
 2 この要綱は、令和6年5月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第6条第1号から第5号まで、第13条第5項、第14条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(略)

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

別表（第6条、第8条、第14条関係）  
 1～10 【省略】

第1－1号様式  
 1～2省略

3収支予算（又は実績）  
 (収入の部) 【省略】

(支出の部)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
水産多面的機能発揮対策交付金 <u>実施要領の運用第6の12(3)</u> に基づく返還額 { ・国 ・県 ・市町村	円	円	円	円	
合 計					